別紙様式第1号第5及び第6記載上の注意3中「別表1、別表3及び別表7」を「別表1及び別表5」に改め、同記載上の注意中7を削り、8を7とし、9から12までを8から11までとし、13及び14を削り、15を12とし、同記載上の注意16中「平成23年9月末」を「平成24年9月末」に改め、同記載上の注意中16を13とする。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令別紙様式第1号及び第11号は、平成二十三年四月一日以後の各期間に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「法」という。）第七条第1項の規定による説明書類の作成（同条第11項の規定による電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。）の作成を含む。以下同じ。）及び法第八条第1項の規定による報告について適用し、同日前の各期間に係る法第七条第1項の規定による説明書類の作成及び法第八条第1項の規定による報告については、なお従前の例による。

（別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数										
うち、実行に係る貸付債権の数										
うち、謝絶に係る貸付債権の数										
うち、審査中の貸付債権の数										
うち、取下げに係る貸付債権の数										

（別表7）債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由の概要

（別表8）貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の概要

省　令

○総務省令第三十四号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第1項ただし書及び第三十三条の五の二第1項並びに地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十六条の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第1項の額の算定方法を定める省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

地方財政法第三十三条の五の二第1項の額の算定方法を定める省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令

（地方財政法第三十三条の五の二第1項の額の算定方法を定める省令の一部改正）

第一条　地方財政法第三十三条の五の二第1項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（普通交付税の額の決定前における地方財政法第三十三条の五の二第1項の額の算定方法）

第三条　平成二十三年度において、地方交付税法第十条第三項の規定により普通交付税の額が決定される前に法第三十三条の五の二第1項の規定に基づき地方債を起こす場合における第一条第一項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「、道府県にあつては第1号及び第11号に掲げる額の合算額と、市町村にあつては第1号及び第11号に掲げる額の合算額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、同項第1号の表中「二一、九九二」とあるのは「九、〇六三」と、「一一、八四四」とあるのは「五、六六〇」とし、第11条の規定の適用については、同条中「一・〇一〇〇五三五」とあるのは「〇・八」と、「一・〇〇二一八四二」とあるのは「〇・六」とし、前条の規定は適用しない。この場合において、普通交付税省令第五条第1項の表第1号中「平成十七年十月一日」とあるのは「平成二十二年十月一日」とする。

（地方債に関する省令の一部改正）

第二条　地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二を附則第一条の三とし、附則第一条の次に次の一条を加える。